

## X線コンピュータ断層撮影装置（CT装置）一式賃貸借契約仕様書（案）

（X線コンピュータ断層撮影装置）

### 第1条（契約件名）

本契約の件名は、X線コンピュータ断層撮影装置（CT装置）一式賃貸借契約とする。

### 第2条（目的）

本契約は、串間市民病院における診断業務に供するため、X線コンピュータ断層撮影装置（CT装置）一式を賃貸借することを目的とする。

### 第3条（契約内容）

本契約に基づき賃貸借する物品は、X線コンピュータ断層撮影装置（CT装置）一式とする。

### 第4条（賃貸借物品の仕様）

賃貸借物品の構成、性能、機能等の詳細については、別紙「X線コンピュータ断層撮影装置 構成・性能要件」のとおりとする。

### 第5条（賃貸借期間）

賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間とする。

### 第6条（設置場所）

賃貸借物品の設置場所は、串間市民病院内の指定する場所とする。

### 第7条（納入及び設置）

受注者は、発注者が指定する期日までに賃貸借物品を指定場所へ納入し、設置及び必要な調整を行うものとする。

2 納入及び設置完了後、発注者の立会いのもと動作確認を受け、正常に稼働することを確認した日をもって納入完了とする。

### 第8条（使用及び管理）

賃貸借物品の使用及び通常の管理は発注者が行うものとする。

### 第9条（保守対応）

賃貸借期間中における賃貸借物品の通常使用に伴う故障、修理、定期点検等の保守対応については、発注者の責任において行うものとする。

### 第10条（契約不適合等）

賃貸借物品に契約内容と異なる点が認められた場合の取扱いについては、契約約款の定めるところによる。

### 第11条（故障等の責任）

賃貸借物品の通常使用による故障については、発注者の責任において修理等の対応を行うものとする。

### 第12条（その他）

本仕様書及び別紙に定めのない事項については、関係法令及び契約約款に基づき、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。